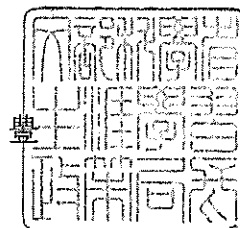


各都道府県知事
各都道府県教育委員会教育長
専修学校を置く国立大学長 殿
厚生労働省医政局長
厚生労働省社会・援護局長

文部科学省生涯学習政策局長
常盤



(印影印刷)

平成30年北海道胆振東部地震の発生に伴う専修学校・各種学校の
対応等について（通知）

平成30年北海道胆振東部地震により被災された方々に対しましては、心からお見舞いを申し上げます。

被災した専修学校・各種学校の生徒はもとより、その他の専修学校・各種学校においても被災した地域に関わりのある生徒については、授業を受けられないなどの支障が生じることが想定されます。

については、被災した生徒の修学、就職等における不利益が生じることのないよう、下記事項について、十分御留意いただくようお願いします。

各都道府県知事及び各都道府県教育委員会教育長におかれては、所管又は所轄の専修学校及び各種学校に対して、管下に専修学校を置く各国立大学長におかれては、管下の専修学校に対して、厚生労働省医政局長及び社会・援護局長におかれては、所管の専修学校に対して、このことについて周知いただきますようお願いします。

記

1. 修学困難な生徒に対する経済的支援

授業料、実習費、施設整備費等の納付が困難となった生徒（被災に伴う転入学者等を含む。）に対しては、各学校等における経済的支援に関する制度等の活用や、納付時期の猶予等の弾力的な取扱い、相談体制の充実を図り、学ぶ意欲のある生徒が経済的理由により修学を断念することがないよう、配慮をお願いするとともに、支援を必要とする生徒やその保護者に対し、以下の具体的な内容及び利用方法の周知をお願いします。

(1) 奨学金の申込み受付

本災害により家計が急変し修学が困難となった生徒を対象に、独立行政法人日本学生支援機構が実施する奨学金制度のうち、通常と受給要件が異なる奨学金（緊急採用奨学金（無利子）及び応急採用奨学金（有利子））の申込みを随時受け付けています。

(2) 返還不要の支援金給付

本災害により本人が居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた生徒を対象に、JASSO 支援金（10万円（返還不要））の申請を随時受け付けています。

【参考】独立行政法人日本学生支援機構「緊急採用奨学金、減額返還・返還期限猶予、JASSO支援金の受付について（平成30年北海道胆振東部地震）」

<https://www.jasso.go.jp/about/information/press/18090701.html>

2. 外国人留学生に対する配慮

外国人留学生については、文部科学省、独立行政法人日本学生支援機構や各専修学校等における経済的支援制度の活用、授業料の納付期限の猶予等の弾力的な取扱い、相談体制の充実等について配慮をお願いします。

また、被災した外国人留学生が、円滑に復学できるよう、授業再開時期の柔軟な設定等、特段の配慮をお願いします。

3. 転学等における配慮について

在学生等の中には、他の地域の学校への転学等を希望する者があることも予想されることから、これらの者の転入学についても、弾力的に取り扱われるようお願いいたします。仮に、授業の再開が当面困難となる学校がある場合には、その在学生等の修学の機会を確保する観点から、特段の配慮をいただくようお願いいたします。

4. 補充のための授業等について

被災した生徒が在籍する学校においては、当該生徒が授業を十分受けることができないことによって、学修に著しい遅れが生じるような場合には、可能な限り、補充のための授業その他必要な措置を講じるなど配慮をお願いします。

被災した生徒の単位の認定、修了の認定等に当たっては、弾力的に対処し、当該生徒の進学・就職等に不利益が生じないよう配慮をお願いします。

5. 就職活動等における配慮について

現在就職活動中の生徒に対しては、ハローワーク等関係機関と連携しつつ、相談業務の充実を図る等、きめ細かな就職支援の実施に努めていただくようお願いいたします。

なお、被災による心的ストレスを抱える生徒の把握に努め、状況に応じて地域の医療機関等とも連携してきめ細かく対応するなど、メンタルヘルスへの適切な対応をお願いします。

【本件担当】

文部科学省生涯学習政策局
生涯学習推進課専修学校教育振興室
専修学校第一係

TEL 03-5253-4111(内線 : 2915)

FAX 03-6734-3715

E-Mail syosensy@mext.go.jp